国立国会図書館 調査及び立法考査局
Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	刑事司法における障害者の処遇と支援―長崎県における取組事例―（現地調査報告）
他言語論題 Title in other language	Nagasaki Prefecture Initiatives in Treatment and Support for Persons with Disabilities in the Criminal Justice System
著者 / 所属 Author(s)	長谷川 佳菜（HASEGAWA Kana） / 国立国会図書館調査及び立法考査局　行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス（The Reference）
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	910
刊行日 Issue Date	2026-10-20
ページ Pages	65-75
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語（Japanese）
摘要 Abstract	長崎県で行われている刑事司法における障害者の処遇と支援の取組について、令和 8（2026）年 2 月に県内の 6 機関に対して行ったヒアリング調査を基に紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

国立国会図書館
National Diet Library, Japan

刑事司法における障害者の処遇と支援
―長崎県における取組事例―

国立国会図書館　調査及び立法考査局
行政法務課　長谷川　佳菜

目　　次

はじめに
Ⅰ　各訪問先機関の概要
　1　長崎地方検察庁
　2　長崎刑務所
　3　長崎保護観察所
　4　社会福祉法人南高愛隣会
　5　更生保護施設「雲仙・虹」
　6　長崎県地域生活定着支援センター
Ⅱ　各訪問先機関の取組
　1　入口支援
　2　施設内処遇（長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業）
　3　出口支援
　4　社会内処遇
　5　医療観察制度
おわりに

キーワード：触法精神障害者、矯正、更生保護、再犯、心神喪失重大他害行為者医療観察法

要　旨

刑事司法における障害者の処遇と支援の取組について、長崎県内の機関（長崎地方検察庁、長崎刑務所、長崎保護観察所、社会福祉法人南高愛隣会、更生保護施設「雲仙・虹」、長崎県地域生活定着支援センター）でヒアリング調査を行った。

本稿では、各訪問先機関が刑事司法の各段階において行っている障害者の処遇・支援に関する取組を紹介する。

はじめに

2000年代初頭から現在に至るまで、刑事司法の各段階において、障害者等の支援が必要な者に対する様々な施策が実施されてきた(1)。最近では、令和4（2022）年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号。以下「令和4年改正法」という。）により、施設内・社会内処遇の充実化のための法整備が行われている(2)。

筆者は、刑事司法における障害者の処遇及び支援の現状を把握することを目的として、令和8（2026）年2月に、社会福祉法人南高愛隣会（以下「南高愛隣会」という。）を始めとする関係機関により、犯罪を行った障害者に対する先進的な取組が実施されてきた地域として知られる長崎県において現地調査を行った(3)。本稿は、その成果を報告するものである。

Ⅰ　各訪問先機関の概要

1　長崎地方検察庁

長崎地方検察庁は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）の成立・施行等を受けて平成29（2017）年3月に立ち上げた刑事政策推進班を中心として、各刑事政策の推進を図っている(4)。同班の主な業務は、①円滑な社会復帰及び再犯防止に向けた支援措置が必要と思われる罪を犯した生活困窮者及び障害者等についての関係機関との連絡・調整に関する事務、②円滑な社会復帰及び再犯防止に向けた支援措置が必要と思われる罪を犯した生活困窮者及び障害者等についての資料の収集、調整、統計等に関する事務、③刑事政策に関する事項の事務である。

2　長崎刑務所

長崎刑務所は、諫早市に設置されている刑事施設である。同刑務所の収容定員は812名であり、訪問当日（令和8（2026）年2月25日）の収容人員は465名（収容率57.3%）であった(5)。

＊本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和8（2026）年9月7日である。本稿において出典を明記していない情報は、現地調査での聴取内容及び訪問先から提供された資料に基づくものであるが、本稿の文責は筆者にあり、また、訪問先での聴取事項は各機関の公式見解を表すものではない。なお、本稿は障害者に主眼を置いたが、各機関による支援等の対象は、障害者に限られない。

(1)　刑務所に障害者や高齢者が多く収容されている事実を明らかにした山本譲司『獄窓記』ポプラ社, 2003や、知的障害のある刑務所を出所した者が行くあてなく寒さをしのぐために駅舎に放火した「下関駅舎放火事件」（平成18（2006）年1月）などが、その後の施策展開のきっかけになったとされる（東京TSネット編, 水藤昌彦監修『更生支援計画をつくる―罪に問われた障害のある人への支援―　第2版』現代人文社, 2024, p.14; 湯原悦子ほか『司法福祉学入門』（有斐閣ストゥディア）有斐閣, 2025, p.30.）。

(2)　施設内・社会内処遇の充実化のための法整備は、①拘禁刑の創設、②刑の執行猶予制度の拡充、③刑の執行猶予制度の拡充に伴う保護観察処遇に係る規定の整備等、④受刑者に対する処遇の充実化、⑤被害者等の心情等を踏まえた処遇の充実化、⑥刑執行終了者等に対する援助の充実化を内容とする。

(3)　現地調査では、長崎地方検察庁、長崎刑務所、南高愛隣会、長崎県地域生活定着支援センター、更生保護施設「雲仙・虹」、長崎保護観察所（以上、訪問順）からヒアリングを行う機会を得た（長崎県地域生活定着支援センターのヒアリングは、南高愛隣会にて実施した。）。

(4)　他の地方検察庁の状況について、是木誠「検察における再犯防止に向けた取組の現状」『法律のひろば』78(1), 2025.2, p.19は、「現在では、全ての地検に刑事政策全般を担当する専門部署が置かれ、再犯防止や社会復帰支援に向けた取組を進めている」とする。

(5)　矯正処遇課程別の収容人員は、令和8（2026）年1月31日時点において、一般処遇課程4（G4）31名、一般

職員定員は239名であり、福祉職としては、福祉専門官(6)が2名、非常勤の社会福祉士が2名勤務している。

同刑務所は、全国の刑事施設に先駆けて福祉的な観点を取り入れた指導や支援を推進してきた(7)。令和4（2022）年10月からは、南高愛隣会（4参照）と業務委託契約を締結し、5か年計画のモデル事業である「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇･支援モデル事業」（以下「モデル事業」という。Ⅱ2参照）を実施している。

３　長崎保護観察所

長崎保護観察所は、長崎市に置かれ、長崎県（長崎地方裁判所管内）を管轄して、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護(8)、医療観察等の業務を行っている(9)。処遇部門には、管理職2名、保護観察官9名、社会復帰調整官(10)3名が配置されている。長崎県には、11の保護区（保護司の活動区域）が設けられており、このうち、長崎地区と佐世保地区は、保護司の定員が200名を超える大規模な保護区である。

４　社会福祉法人南高愛隣会

南高愛隣会は、長崎県下で59事業（第2種社会福祉事業(11)50事業、公益事業9事業）を運営する社会福祉法人であり、今回訪問した更生保護施設「雲仙･虹」（5参照。以下「雲仙･虹」という。）、長崎県地域生活定着支援センター（6参照）の運営母体である。

同法人は、犯罪を行った障害者の支援に関する数多くの研究・取組を実施してきた(12)。前理事長の田島良昭氏が研究代表者を務めた厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(13)は出口支援（Ⅱ3参照）、同「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」(14)は入口支援（Ⅱ1参照）の先駆けである(15)。令和4（2022）年10月に長崎刑

処遇課程3（G3）276名、福祉的支援課程（知的障害・発達障害）（DH）60名、高齢福祉課程（DS）41名、外国人処遇課程（一般）（F）7名、短期処遇課程（ST）1名、その他9名である。

⑹　社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員（法務省編『再犯防止推進白書　令和7年版』2026, p.48. <https://www.moj.go.jp/content/001451882.pdf>）

⑺　法務省編『再犯防止推進白書　令和5年版』2024, p.137. <https://www.moj.go.jp/content/001407646.pdf>

⑻　更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの（法務省編　前掲注⑹, p.42.）

⑼　「長崎保護観察所のホームページ」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_nagasaki_nagasaki.html>

⑽　「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）第20条。全国の保護観察所に配置され、医療観察制度の対象となった人の社会復帰を促進するため、医療機関や地域の関係機関等と連携しながら、その人の生活状況を見守りつつ、通院や服薬が継続できるよう適切な助言や指導を行ったり、地域において必要な支援を確保するためのコーディネートを行う専門職（法務省保護局『社会復帰調整官』p.2. <https://www.moj.go.jp/content/001407871.pdf>）

⑾　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項

⑿　田島良昭ほか「開かれた矯正へ―矯正を変えた「外」の力（第3回）刑務所の中に福祉の対象者がいた―」『刑政』1530号, 2019.11, pp.48-59に詳しい。

⒀　「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」厚生労働科学研究成果データベース <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/14095>

⒁　「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」厚生労働科学研究成果データベース <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/19806>

⒂　林眞琴「変わりゆく刑事司法―福祉との連携に向けて―」『こころの科学』239号, 2025.1, p.18.

務所が開始したモデル事業（Ⅱ 2 参照）には、同法人から職員 59 名、同法人が就労継続支援 A 型[16]事業所として運営している和太鼓集団「瑞宝太鼓」の利用者 9 名が参加している。

5　更生保護施設「雲仙・虹」

雲仙･虹は､南高愛隣会が雲仙市で運営する更生保護施設[17]である。同施設は､平成 21（2009）年に社会福祉法人が運営する全国初の更生保護施設として開所した[18]。定員は 20 名（男子 15 名（成年 13 名、少年 2 名）、女子 5 名（成年 4 名、少年 1 名））である。入所率については、令和 7（2025）年度全体としては 70% 程度の見込みであるということであった[19]。職員数は 7 名（施設長兼補導主任 1 名、福祉職員（保護司）1 名、訪問支援職員 1 名、その他（補導員）4 名）である。なお、同施設は、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設[20]及び訪問支援事業（Ⅱ 4（2）参照）の実施施設として指定されているほか、特定補導（同）の実施施設として登録されている。

6　長崎県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）は、厚生労働省の地域生活定着促進事業により、各都道府県が設置している機関である。センターの主な業務としては、①コーディネート業務（矯正施設を退所する予定の者の帰住地調整支援を行う）、②フォローアップ業務（矯正施設を退所した者を受け入れた施設等への助言等を行う）､③被疑者等支援業務（被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な支援等を行う）、④相談支援業務（犯罪をした者・非行のある者等への福祉サービス等についての相談支援を行う）、⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務がある[21]。

長崎県地域生活定着支援センター（以下「長崎定着」という。）は、平成 21（2009）年に、全国初のセンターとして設置された。開設当初から、長崎県からの委託を受けて南高愛隣会が運営を行っている[22]。職員数は、センター長 1 名、相談員 7 名である。

---

⑯ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）における就労系障害福祉サービスの 1 つであり、一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うもの（「障害者の就労支援対策の状況」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40524.html>）

⑰ 主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供、社会復帰のための就職援助や生活指導、施設退所者に対する通所又は訪問による支援等を行う施設（法務省編　前掲注(6), p.38.）

⑱ 令和 6（2024）年 4 月現在、更生保護施設は全国に 102 施設あり、更生保護法人により 99 施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ 1 施設が運営されている（同上）。

⑲ 上半期は満床に近い状況であった一方、下半期は予算の枯渇によって早期移行を実施せざるを得ない状況となり 50% を切ることもあったが、補正予算成立後は利用が増えつつあるということであった。令和 7（2025）年度に発生した更生保護委託費不足の問題については、一宮俊介「出所者支援の現場に”予算削減”の波「存続が危ぶまれる」、更生保護連盟が法務省に緊急要望」2025.11.4. 弁護士ドットコムニュースウェブサイト <https://www.bengo4.com/c_18/n_19578/>; 同「出所者受け入れ委託費不足、法務大臣「補正予算を要求した」更生保護施設に広がる危機感「持ち出しも」」2025.11.21. 同 <https://www.bengo4.com/c_18/n_19664/> を参照。

⑳ 全国の更生保護施設（102 か所）のうち 77 施設が指定更生保護施設として指定されている（法務省編　前掲注(6), p.54.）。

㉑ 「高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html>

㉒ 地域生活定着促進事業の実施主体は都道府県であるが、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施すること

Ⅱ　各訪問先機関の取組

1　入口支援

一般に、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組を「入口支援」という(23)。以下では、長崎地方検察庁、長崎保護観察所、長崎定着における入口支援の取組について述べる。

(1) 長崎地方検察庁

長崎地方検察庁では、検察官が、刑事手続において、被疑者・被告人が居住支援や就労支援等の福祉的支援を必要とすることが見込まれるかどうかを検討し、必要とすることが見込まれると判断した場合には、刑事政策推進班（Ⅰ 1 参照）への相談が行われる。刑事政策推進班と検察官は、共に事件記録等の必要な資料を精査し、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等（以下「勾留中の調整」という。）(24)として長崎保護観察所と事前協議を行う必要があるかを判断する。検察官が事前協議をすべきであると判断した場合には、長崎保護観察所と必要な情報を共有して事前協議を行い、保護観察所と共に勾留中の調整の開始を検討することとなる。対象者の特性などにより勾留中の調整までは要しないと判断した場合、あるいは、刑事手続における身体拘束の時間的制約上、勾留中の調整の実施が困難であると判断した場合には、勾留中の調整は行わずに、更生緊急保護として長崎保護観察所につなぐ場合もある。

(2) 長崎保護観察所

長崎保護観察所は、長崎地方検察庁からの相談を受けて、勾留中の調整を行う必要があるかどうかについて判断する。勾留中の調整を行うには、本人と面接して同意を得る必要があるが、面接を行うための日程調整にも一定の時間がかかる。被告人に対する勾留中の調整の場合は起訴後であるため、公判の期間中、調整の時間が確保できるが、被疑者に対する勾留中の調整の場合は勾留期間である 10 日間（勾留期間の延長があった場合 20 日間）(25)での調整が必要となる。そこで、時間的制約のため勾留中の調整が十分に行えないまま釈放された場合でも、本人の申出を受けて更生緊急保護という形で保護観察所が引き続き支援する場合もある。課題として、保護観察所において支援が必要であると判断したとしても、対象者自身の支援の必要性や障害に対する自覚が希薄であり、調整が難航するケースがあることが挙げられる。

ができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる（「地域生活定着促進事業実施要領」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/content/001501928.pdf>）。

(23)　法務省編　前掲注(6), p.48.

(24)　勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認める者の社会復帰を円滑にするため、更生保護法第 83 条の 2 に基づき、その者の同意を得て、釈放後の住居や就業先などの生活環境を調整するもの。調整の対象者について、法律に根拠を置くのは勾留中の被疑者のみであるものの、「検察庁等と保護観察所との連携による勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等について」（令和 5 年 11 月 28 日保観 99 号観察課長通知）に基づき、被告人に対しても同様の取組を行っている（『更生保護　令和 6 年版』法務総合研究所, 2024, p.56.）。

(25)　刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 208 条

(3) 長崎県地域生活定着支援センター

長崎定着が行う入口支援は、センターの事業内容（Ⅰ 6参照）のうち、被疑者等支援業務及び相談支援業務の2つの枠組みで実施されている。令和7（2025）年4月～令和8（2026）年1月の支援件数（支援時間）の実績として、被疑者等支援業務での入口支援は4件（約70時間）、相談支援業務での入口支援は60件（約1,240時間）と、相談支援業務の枠組みでの支援が圧倒的に多い。

被疑者等支援業務は保護観察所からの依頼に基づき入口支援を行うもの、相談支援業務の枠組みでの入口支援は弁護士からの依頼に基づき入口支援を行うものである。どちらであっても、長崎定着が行う支援の基本は変わらないが、被疑者等支援業務では、相談支援業務での入口支援の場合よりも対象者との面会時間が長く確保できること、検察庁や保護観察所から対象者の医療情報の提供を受けることができる場合があること、拘置所等からの釈放時に服薬処方を受けることができる場合があること、保護観察所の伴走を得て一時帰住先の確保ができることなど、相談支援業務での入口支援に比べてより手厚い支援を行うことができる。長崎定着は、被疑者等支援業務の枠組みでの入口支援の割合を増やしたいと考えており、関係機関[26]で実施している実務者協議において、相談支援業務で扱ったが被疑者等支援業務でも扱えたのではないかと思われる事例の照会などに取り組んでいる。

2 施設内処遇（長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業）

長崎刑務所は、令和4（2022）年10月からモデル事業を実施している[27]。モデル事業では、九州各県所在の刑事施設から知的障害又はその疑いがある受刑者を一定数（50名程度）集約・収容した上で、障害者福祉の専門的知見・ノウハウを有する南高愛隣会と業務委託契約を締結し、対象受刑者に対して4つの取組（表1）を行っている。

表1 「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業」の4つの取組

	内容
①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案	対象者と個別に面接を行ったり、対象者の様子を観察したり、各種記録を調査したりして、職業面や生活面からアセスメントを行い、出所後の社会生活も見据えて、処遇計画を立案する。
②処遇計画に基づく訓練・指導	就労意欲、協調性やコミュニケーション能力の向上を図るための農園芸作業、社会生活を見据えたスキルを身に付けさせるための対人関係プログラムや生活スキルアップ学習等を行う。
③療育手帳等の取得に向けた調整	出所後に必要となる療育手帳等の在所中の取得に向け調整・手続を行う。調整に際し、対象者に障害の自覚が乏しい場合には、障害受容に向けたカウンセリングを実施する。
④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整	対象者の意欲・能力に応じ、一般企業や福祉事業所での就業を目指して就労支援を実施し、又は福祉的支援を要する者には必要なサービスへの引継ぎを行う。

（出典）法務省法務総合研究所編『犯罪白書　令和5年版』2023, p.71. <https://www.moj.go.jp/content/001410095.pdf>を基に筆者作成。

---

[26] 長崎地方検察庁、長崎保護観察所、長崎県弁護士会、長崎県、長崎定着

[27] モデル事業を紹介した主な文献として、法務省法務総合研究所編『犯罪白書　令和5年版』2023, p.71. <https://www.moj.go.jp/content/001410095.pdf>; 大園雄介「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業について」『研修』898号, 2023.4, pp.37-47; 滝山直樹「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業について（総論）」『刑政』1580号, 2024.1, pp.80-87; 平川勝文「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の現状と課題」『刑政』1580号, 2024.1, pp.88-95; 阿部百合子・田島光浩「長崎刑務所における福祉プログラムの試み」『こころの科学』239号, 2025.1, p.57.

モデル事業の対象者は、対象者となって最初の１～２か月の間に行われるアセスメントの結果を踏まえて、ビジネスサポートコース（障害者雇用を含む一般企業での就労を目指すコース）、福祉的就労コース（就労継続支援Ａ型又はＢ型[28]事業所の利用を目指すコース）、福祉サービス利用コース（就労よりも福祉的な支援のある環境で安定した生活を目指すコース）のいずれかを指定される。3コースの共通プログラムのほか、各コースには専門のプログラムが用意されている[29]。例えば、福祉的就労コース向けプログラムの１つとして「体感協調プログラム（和太鼓演奏）」がある。これは、和太鼓集団「瑞宝太鼓」（Ⅰ４参照）の団員から模範演奏や技術指導を受け、プログラムの最終回には刑務官等の前で課題曲を披露する[30]というもので、体力の増進に加え、他者と協調する力を養うことを目的とする[31]。

各種プログラムのほか、委託業務ではなく長崎刑務所が主体となって実施している取組として「機能向上作業」[32]がある。モデル事業の専用工場では、企業から提供された原材料を用いて紙製品の加工等の作業を行っているが、受刑者の能力に制約がある場合、初めから、企業から提供された原材料を扱わせるのはハードルが高い。そこで、工場の一区画に専用ブースを設け、企業から提供されるものと同等の原材料を用いて、作業工程ごとに訓練的作業を実施している。工場担当の刑務官、作業専門官、作業療法士の三者が作業スキルの向上を評価し、全員の評価をクリアすることができれば、対象者は、その工程の作業に従事することができるようになる。訓練を行いステップアップしていくことが対象者のやりがいにつながるほか、対象者の強み・弱みを複数の職員が把握することで、充実したアセスメントを行うことができる。

３　出口支援

矯正施設収容者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉サービス等の確保に向けた支援を「出口支援」という。出口支援の１つとして、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組（特別調整）[33]がある。特別調整は、要件[34]を満たす矯正施設の被収容者を矯正施設等及び保護観察所が選定し、センターに保護観察所が依頼して、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの[35]であり、以下では、長崎保護観察所、長崎定着における特別調整を中心とした出口支援の取組について述べる[36]。

㉘　就労継続支援Ａ型については前掲注⑯を参照。就労継続支援Ｂ型は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」における就労系障害福祉サービスの１つであり、一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うもの（「障害者の就労支援対策の状況」前掲注⑯）

㉙　3コースの共通プログラムとして「犯罪防止学習」、「生活・対人スキルアップ学習」等、ビジネスサポートコース向けプログラムとして「ビジネスマナー指導」等、福祉的就労コース向けプログラムとして「農園芸作業」等、福祉サービス利用コース向けプログラムとして「感情表現プログラム（絵画制作等）」等がある。詳細については、平川　前掲注㉗, pp.90-91; 阿部・田島　前掲注㉗, pp.56-57 を参照。

㉚　阿部・田島　同上, p.57.

㉛　平川　前掲注㉗, p.91.

㉜　特定の機能や能力を向上等させる必要があると認められる場合に実施される「機能別作業」の１類型（法務省矯正局「拘禁刑下の矯正処遇等について」2026.6.9, p.15. <https://www.moj.go.jp/content/001453796.pdf>）

㉝　法務省法務総合研究所編『犯罪白書　令和７年版』2025, p.82. <https://www.moj.go.jp/content/001455836.pdf>

㉞　福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していること等

㉟　法務省法務総合研究所編　前掲注㉝, p.82.

㊱　今回の長崎刑務所におけるヒアリング調査は、モデル事業について聞き取ったものであったため、長崎刑務所における取組については述べない。

(1) 長崎保護観察所

長崎保護観察所では、出口支援の実施に当たっては、対象者とできるだけ早期に関わりを持って、地域に帰った後の生活が滞りなく行えるように様々な連携機関との関係を強化していくことが重要であると考えている。課題としては、出所後の受入先の開拓がある。高齢者や障害者が利用できる施設は地域に点在しているが、それらの施設に、保護観察という制度自体をまだ十分に理解してもらっていない。罪を犯した人に対する負のイメージがある場合もある。出所者が入所できる施設を増やすために、保護観察所は、保護観察についての広報活動を行っており、この活動は、これからも継続していく必要がある。

(2) 長崎県地域生活定着支援センター

センターの事業内容（Ⅰ6参照）のうち、「コーディネート業務」と「フォローアップ業務」が出口支援に当たる。長崎定着では、相談支援業務の枠組みでの入口支援で関与した者について、出口支援の段階でも引き続き支援できるようにするための2つの取組を行っている。1つ目に、入口支援において、弁護士から依頼があった場合に、更生支援計画書[37]の作成に関与している。同計画書は矯正施設へ引き継がれるため、長崎定着が出口支援でも関与する確率を上げることにつながる。2つ目に、入口支援で関与した者が実刑判決を受けた後、関係機関への個人情報の提供について本人の同意を得た上で、長崎地方検察庁に対して本人情報を通知している。これは、検察庁が矯正施設へ申し送る「処遇上の参考事項調査票」に長崎定着が関与した事実を記載することで、早期の特別調整等につなげることを目的とする。また、長崎保護観察所にも本人情報を共有し、長崎定着への出口支援（特別調整等）の依頼につなげている。

4　社会内処遇

以下では、長崎保護観察所、雲仙・虹、長崎定着における社会内処遇の取組について述べる。

(1) 長崎保護観察所

精神障害を有する保護観察対象者の処遇に当たっては、精神障害が犯罪・非行に結び付いているか、結び付いているのであればどのように結び付いているのかを把握して行う必要がある。精神障害を本人・周囲も認識しながら、これまで犯罪・非行に縁がなく生活をしていた者については、そうでない者と比較し再犯・再非行の可能性があまり高くない場合もあり、規則正しく、遵守事項[38]にのっとった生活をしっかりと行わせることが重要である。また、精神障害が原因の1つとなり、犯罪・非行を行った者については、特に注意が必要で、医療機関等との連携が重要となる。さらに、犯罪・非行を行った後に、刑事手続の過程で精神障害が判明した者については、本人に病識がない場合があるため、必要に応じて定期的に受診させ、日常生活を行う上で注意すべきことを指導・助言する必要がある。前提として、障害の有無にかかわらず、対象者を1人の人間として尊重し信頼関係を築くことが重要である。しかし、精神障害が

---

(37) 弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面（法務省編　前掲注(6), p.85.）

(38) 保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡しの取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある（法務省編　同上, p.92.）。

犯罪・非行の要因の1つとなっており、その特性から突発的な行動に出る対象者は存在するため、常日頃から、保護司・保護観察官との面接を通じて、日常生活の些細な変化にも常に高い感度でアンテナを張り、情報共有を行っている。

令和4年改正法により法定化された「更生保護に関する地域援助」[39]については、保護観察を受けていた者やその家族、元担当の保護司、関係機関等からかなりの相談が寄せられている。他機関につなぐ必要がある相談に対応するため、保護観察所は地域のネットワークや社会資源を把握しておく必要があり、関係機関とは、ケースを通じた形で連携を取っているほか、様々な会議に参加することで、積極的にネットワークを広げている。

(2) 更生保護施設「雲仙・虹」

雲仙・虹が実施している近時の新たな取組として、特定補導と訪問支援事業がある。

特定補導は、更生保護施設が行う処遇のうち、日常的な生活指導など基礎的な処遇以外の処遇を、その内容や負担等に応じて4つの類型に分類して実施するものである（表2）[40]。特定補導は、特定補導実施施設として登録された場合に実施できるものであり、4つの類型の各群について、実施のための要件が定められている[41]。雲仙・虹は、B～D群については、法務省が特定補導の運用を開始した令和5（2023）年から、A群については、令和7（2025）年6月から実施している。

表2　特定補導の区分と雲仙・虹の取組

類型			雲仙・虹の取組
A群	認知行動療法等（薬物依存回復プログラム等）	認知行動療法等に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順により対象者の認知の偏りなどを修正し、問題行動を変容させることを内容とするもの	性に関する問題行動歴がある者（犯罪的傾向がある者）を対象として、性犯罪治療プログラム「SPIRiTS」を実施
B群	依存回復訓練（グループ・ミーティング等）	グループ・ミーティング等の形式で実施され、薬物、アルコール、ギャンブル等に対する依存からの回復に向けた取組を実施又は維持させることを内容とするもの	オンラインにてAAミーティング（アルコール依存症当事者のグループ・ミーティング）及びGAミーティング（ギャンブル依存症当事者のグループ・ミーティング）を実施
C群	社会適応訓練（ソーシャルスキル・トレーニング等）	ソーシャルスキル・トレーニング、就労セミナー、コラージュ療法等、自立した生活を営む上で改善すべき個別の課題や問題性を解消するために個別的に働き掛けることを内容とするもの	犯罪防止学習、ソーシャルスキル・トレーニング、グループ・ミーティングを実施
D群	地域移行支援（社会奉仕活動、地域交流活動等）	社会奉仕活動、地域交流活動等、自立した生活を営む上で必要な集団における体験や機会を提供することを内容とするもの	環境整備ボランティア活動（近隣の海岸清掃）、更生保護女性会との交流、桑田秋まつり（地域のまつりでの出店準備・販売）、折り鶴作りを実施

（出典）法務省編『再犯防止推進白書　令和7年版』2026, p.39. <https://www.moj.go.jp/content/001451882.pdf>; 雲仙・虹でのヒアリングを基に筆者作成。

---

[39] 更生保護法第88条の3（保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。）。令和5（2023）年12月施行。

[40] 法務省編　前掲注(6), p.39.

[41] 最もハードルの高いA群について、原則として、法務省保護局が指定する研修を受講した更生保護施設職員2人以上が実施することが求められている（「更生保護施設における特定補導の実施に係る事務の運用について」（令和5年3月31日法務省保更第60号　保護局更生保護振興課長・観察課長通知））。雲仙・虹は、長崎県においてA群を実施している唯一の施設である。

訪問支援事業は、訪問支援職員が、更生保護施設退所者等[42]の自宅等を定期的に訪問するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施するアウトリーチ型の取組である[43]。雲仙・虹は、令和6（2024）年4月に訪問支援事業実施施設に指定され、同事業を開始した[44]。雲仙・虹における令和6（2024）年4月～令和7（2025）年3月の実績として、訪問支援の委託実人員は39名、訪問支援期間終了者9名のうち、フォローアップ支援を希望した者は8名であった。また、39名のうち、再犯に至った者は2名であった。

(3) 長崎県地域生活定着支援センター

センターの事業内容（Ⅰ6参照）のうち、矯正施設を退所した者を受け入れた施設等への助言等を行うものとして「フォローアップ業務」がある。フォローアップ対象者には、本人に何かあったときに、本人を受け入れた施設等が相談できる親族等の身元引受人がいない場合が多い。センターが身元引受人を担うことはできないが、何かあったときにセンターが一緒に対応するという条件で対象者を受け入れる施設等もあり、これが、フォローアップ期間の長期化及びフォローアップ対象者の増加の一因となっている。フォローアップ業務には支援期間の上限がなく、令和6（2024）年度に長崎定着でフォローアップ業務での支援を継続したのは73名であり、そのうちの40名が3年以上支援を継続している対象者である。

また、支援内容について、センターがどこまで関与すべきかが課題となっている。対象者によっては亡くなるまで支援が継続するケースもあり、死亡前後の対応や、残置物の対応等を求められる。また、最終帰住地から再び帰住調整が必要な要因が発生した場合は、その住み替え支援を行うなど、支援内容は多様化している。

5　医療観察制度

心神喪失又は心神耗弱の状態で、殺人、放火等の重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度として「医療観察制度」があり[45]、保護観察所においては、本制度による処遇に従事する専門スタッフとして、社会復帰調整官が配置されている。社会復帰調整官の主な業務としては、生活環境の調査[46]、生活環境の調整[47]、精神保健観察[48]がある。これらの業務のほか、長崎保護観察所は、地域のネットワークを広げるため、各種の協議会等の主催・参加を積極的に行っている。

42　訪問支援事業の対象は、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、現に実施施設に収容保護されていない者である（法務省編　前掲注(6), p.150.）。

43　同上, pp.149-150.

44　令和6（2024）年度時点で、全国19施設が訪問支援実施施設として指定されている（同上, pp.149-150.）。

45　「医療観察制度」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo11.html>

46　裁判所の求めに応じ、対象となる人の住居や家族の状況、利用可能な精神保健福祉サービスの現況など、その生活を取り巻く環境について調査するもの（法務省保護局「医療観察制度Q&A」『医療観察制度のしおり』<https://www.moj.go.jp/content/001146932.pdf>）

47　保護観察所が、対象となる人から退院後の生活に関する希望を聴取しつつ、指定入院医療機関や退院予定地の精神保健福祉関係機関と連携して、退院地の選定・確保のための調整や、そこでの処遇実施体制の整備を進めるもの（同上）

48　継続的な医療を確保するため、保護観察所の社会復帰調整官が、必要な医療を受けているかどうかや本人の生活状況を見守り、必要な指導や助言を行うこと（「Q&A　地域社会における処遇はどのようにして進められるのですか。」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo10.html#05>）

長崎県における医療観察制度の課題としては、指定通院医療機関[49]及び治療抵抗性の統合失調症に用いる薬剤である「クロザリル」を処方可能な医療機関の偏在がある。これらの医療資源の偏在という事情により、対象者が処遇終了後に元の居住地に戻ったときに、医療・支援の継続が途切れてしまうおそれがある。また、対象者が元の居住地に戻れないケースも出てきている。

おわりに

本稿で見てきたとおり、刑事司法の各段階において、多機関の連携により障害者を処遇・支援する取組が行われている。協働する機関は、刑事司法領域にとどまらず、福祉領域にもまたがり、この２つの領域をつなぐのが、「司法と福祉の架け橋」[50]であるセンターである（Ⅰ６参照）。センターの業務量については、入口支援の件数は増加傾向、出口支援の件数も高止まり傾向にあるとされており[51]、長崎定着においても、増え続ける相談依頼への対応や、フォローアップ対象者の増加[52]に苦慮している状況であるということであった。加えて、センターの業務と法務省の所管機関が取り組む地域における再犯防止の施策に重なり合う部分が出てきている[53]。今後、多機関連携による処遇・支援が更に発展していくに当たっては、司法と福祉のハブとなっているセンターの安定的な体制づくり[54]や、各機関の専門性や役割分担に関する議論の進展が求められる。

末筆ながら、多忙の折、現地調査に御協力いただいた全ての方に感謝を申し上げ、結びとする。

（はせがわ　かな）

⑷⑼　通院決定又は退院許可決定を受けた者は、定められた指定通院医療機関による医療を受ける。指定通院医療機関の指定状況については、「指定通院医療機関の指定状況」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sinsin/iryokikan_sitei.html> を参照。

⑸⑽　田島光浩「会長挨拶」一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会ウェブサイト <https://zenteikyo-jimu.jimdofree.com/ 協議会について / 会長挨拶 />

⑸⑴　総務課「社会・援護局関係主管課長会議資料」2026.3, p.8. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001671222.pdf>

⑸⑵　センターが行うフォローアップ支援の現状について研究したものとして、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園「地域生活定着支援センターにおけるフォローアップ業務の適正化に関する調査研究事業　報告書」2023.3. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001142061.pdf>

⑸⑶　高原伸幸「令和７年度に向けた地域生活定着支援センターに関する要望書（厚生労働省・法務省・国土交通省）」一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会ウェブサイト <https://s50ef07fedf01190e.jimcontent.com/download/version/1720572543/module/14402276588/name/%E4%BB%A4%E5%92%8C7%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%9F%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%94%9F%E6%B4%BB%E5%AE%9A%E7%9D%80%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%81%E6%9C%9B%E6%9B%B8.pdf>

⑸⑷　センターの運営は各都道府県からの委託により行われているが、平成 30（2018）～平成 31（2019）年に行われた調査によれば、調査に回答した 35 施設のうち、契約期間が１年である施設が 30 施設（85%）である（掛川直之「持続可能な地域生活定着支援センター運営にむけての一考察―「地域生活定着支援センターの受託団体変更に関する全国調査」結果から―」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』９号, 2019, p.104.）。